

○ 飲食店営業（臨時営業）に係る営業許可等の取扱要綱

新旧対照表

旧	新
<p>(目的等) 第1条 この要綱は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号、以下「政令」という。）第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年条例第8号）（以下「条例」という。）別表第2の1の項（2）規定する臨時的な行事に付随して仮設の店舗において簡易な調理をする場合の営業について、必要な事項を定めることにより、この営業による食品に起因する危害発生を防止することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 (1)～(6) (省略) (7) 営業許可 食品衛生法第55条1項に基づく許可（臨時営業に関するものに限る。）をいう。 (8)～(9) (省略) 第3条 (省略)</p> <p>(屋台型臨時営業の取扱食品の目安) 第4条 屋台型臨時営業の取扱食品の目安は以下のとおりとする。 (1) 取扱食品 ア 条例別表第2の1の項（2）アに規定する現地で加熱調理する食品又は調理工程が単純な食品とは、原則、全ての食材を現地で十分に加熱調理する食品とする。また、<u>非加熱又は加熱不十分な状態で喫食しても衛生上支障のない果物や加熱済みの食材を、調味料やたれ、液体状にした</u></p>	<p>(目的等) 第1条 この要綱は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号、以下「政令」という。）第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年条例第8号）（以下「条例」という。）別表第2の1の項（2）<u>に</u>規定する臨時的な行事に付随して仮設の店舗において簡易な調理をする場合の営業について、必要な事項を定めることにより、この営業による食品に起因する危害発生を防止することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 (1)～(6) (省略) (7) 営業許可 食品衛生法第55条<u>第1</u>項に基づく許可（臨時営業に関するものに限る。）をいう。 (8)～(9) (省略) 第3条 (省略)</p> <p>(屋台型臨時営業の取扱食品の目安) 第4条 屋台型臨時営業の取扱食品の目安は以下のとおりとする。 (1) 取扱食品 ア 条例別表第2の1の項（2）アに規定する現地で加熱調理する食品又は調理工程が単純な食品とは、原則、全ての食材を現地で十分に加熱調理する食品とする。また、<u>以下の食品は調理工程が単純な食品とする。</u> (ア) 氷を単純な構造の器具で削る等して、シロップ等をかけたいわゆる</p>

旧	新
<p><u>菓子等と併せただけの調理工程が単純な食品とする。</u></p> <p>イ 品目数 同時に取り扱える品目数は1品目とする。1品目とは、同一の器具及び工程で調理するものをいう。また、<u>開缶開栓を行うのみの清涼飲料水及び酒類については、品目数に含めない。</u></p> <p>(2) 食品等の取扱上の制限 (本文省略)</p> <p>(3) その他 具体的な品目等については<u>本要領別表</u>に例示する食品又は類似品とする。</p> <p>(簡易固定型臨時営業の取扱食品の目安) 第5条 簡易固定型臨時営業の取扱食品の目安は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 取扱食品 (本文省略)</p> <p>(2) 品目数 ア 給水タンク及び排水タンクの容量がそれぞれ40リットル以上、80リットル未満の場合、同時に取り扱える品目数は1品目とする。1品目とは</p>	<p>かき氷</p> <p><u>(イ) 市販品を注ぐ(マドラー等の単純な構造の器具を用いて混合することを含む。)、水や湯で抽出する(単純な構造の器具を使用するものに限る。)</u>等の飲料</p> <p><u>(ウ) 非加熱又は加熱不十分な状態で喫食しても衛生上支障のない果物や加熱済みの食材を、調味料やたれ、液体状にした菓子等と合わせた食品</u></p> <p>イ 品目数 同時に<u>取り扱うことができる</u>品目数は1品目とする。1品目とは、<u>同一種の器具及び同一の工程で調理するものをいう。また、衛生的に取り扱うことができる場合に限り、そうざいや菓子等の調理とともに、以下に掲げる飲料の取扱いも行えるものとする。</u></p> <p><u>(7) 市販品の清涼飲料水及び酒類を開缶開栓し、そのまま渡すこと。</u></p> <p><u>(イ) 市販品の清涼飲料水及び酒類を混合せずに注ぐ(単純に注ぐ構造であれば、サーバーの使用も可能とする。)</u>こと。</p> <p>(2) 食品等の取扱上の制限 (本文省略)</p> <p>(3) その他 具体的な品目等については<u>本要綱別表</u>に例示する食品又は類似品とする。</p> <p>(簡易固定型臨時営業の取扱食品の目安) 第5条 簡易固定型臨時営業の取扱食品の目安は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 取扱食品 (本文省略)</p> <p>(2) 品目数 ア 給水タンク及び<u>廃水</u>タンクの容量がそれぞれ40リットル以上80リットル未満の場合、同時に取り扱うことができる品目数は第4条(1)</p>

旧	新
<p><u>同一の器具及び工程で調理するものをいう。また、開缶開栓を行うのみの清涼飲料水及び酒類については、品目数に含めない。</u></p> <p>イ 給水タンク及び排水タンクの容量がそれぞれ 80 リットル以上の場合、複数品目を提供しても支障ないこと。</p> <p>(営業許可等)</p> <p>第 6 条</p> <p>(1) 屋台型臨時営業</p> <p>ア 申請先</p> <p>食品衛生法施行規則第 67 条から第 71 条の 2 (第 70 条の 2 を除く) <u>で</u>規定による書面の提出及び届出先は「営業施設を営業の用に供しない時に、通例保管する事業所等の所在地 (以下「施設保管場所」という。)」又は「申請者の住所地 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)」を所管する福祉保健センター等とする。また、施設保管場所及び申請者の住所地在神奈川県所管域にない場合は、主たる営業地を所管する福祉保健センター等とする。</p> <p>イ～エ</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 簡易固定型臨時営業</p> <p>(省略)</p> <p>第 7 条</p> <p>(省略)</p> <p>(屋台型臨時営業の監視指導)</p> <p>第 8 条 屋台型臨時営業における監視指導の方法は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 監視指導は、第 6 条 (1) <u>ウ</u>の区域において、屋台型臨時営業者が営業している場所を管轄する福祉保健センター等及び通報を受けた福祉保健セ</p>	<p><u>イと同様の 1 品目とする。</u></p> <p>イ 給水タンク及び<u>廃水</u>タンクの容量がそれぞれ 80 リットル以上の場合、<u>同時に</u>複数品目を提供しても支障ないこと。</p> <p>(営業許可等)</p> <p>第 6 条</p> <p>(1) 屋台型臨時営業</p> <p>ア 申請先</p> <p>食品衛生法施行規則第 67 条から第 71 条の 2 (第 70 条の 2 を除く) <u>の</u>規定による書面の提出及び届出先は「営業施設を営業の用に供しない時に、通例保管する事業所等の所在地 (以下「施設保管場所」という。)」又は「申請者の住所地 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)」を所管する福祉保健センター等とする。また、施設保管場所及び申請者の住所地在神奈川県所管域にない場合は、主たる営業地を所管する福祉保健センター等とする。</p> <p>イ～エ</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 簡易固定型臨時営業</p> <p>(省略)</p> <p>第 7 条</p> <p>(省略)</p> <p>(屋台型臨時営業の監視指導)</p> <p>第 8 条 屋台型臨時営業における監視指導の方法は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 監視指導は、第 6 条 (1) <u>イ</u>の区域において、屋台型臨時営業者が営業している場所を管轄する福祉保健センター等及び通報を受けた福祉保健</p>

旧	新
ンター等が行う。 (2)～(3) (本文省略) 第9条～第13条 (省略)	センター等が行う。 (2)～(3) (本文省略) 第9条～第13条 (省略)

旧

第1号様式

行事概要届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市保健所長

住所

届出者

実施主体名

代表者名

電話番号 ()

臨時営業許可の取扱要綱第12条第1項の規定に基づき、次の通り届出します。

行事の名称	
開催場所 住所・会場名	横浜市 区
開催期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (時 分 ~ 時 分)
行事の種類	ア 神社・仏閣の緑日・祭礼 イ 地域や産業の活性化を目的とした行事 ウ 復興支援や慈善活動を目的とした行事 エ 国際交流を目的とした行事 オ スポーツ・音楽・演芸等の興行・公演 カ フードフェスティバル キ その他これに類する行事 ()
総出店舗数 食品取扱店舗数	店鋪 屋台： 店鋪 コンテナ等： 店鋪 自動車 店鋪
担当者氏名 連絡先	所属・氏名 電話番号 ()
備考	

添付書類

- 1 会場の平面図（食品取扱店舗の配置、トイレ、水場の位置がわかるように記載）
- 2 チラシ、パンフレット、実施計画書など行事の概要が把握できる書類
- 3 食品取扱店舗の情報（屋号、店舗形態、調理行為の有無、提供食品、一日当たりの提供数等）

新

第1号様式

行事概要届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市保健所長

住所

届出者

実施主体名

代表者名

電話番号 ()

飲食店営業（臨時営業）に係る営業許可等の取扱要綱第12条の規定に基づき、次の通り届出します。

行事の名称	
開催場所 住所・会場名	横浜市 区
開催期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (時 分 ~ 時 分)
行事の種類	ア 神社・仏閣の緑日・祭礼 イ 地域や産業の活性化を目的とした行事 ウ 復興支援や慈善活動を目的とした行事 エ 国際交流を目的とした行事 オ スポーツ・音楽・演芸等の興行・公演 カ フードフェスティバル キ その他これに類する行事 ()
総出店舗数 食品取扱店舗数	店鋪 屋台： 店鋪 コンテナ等： 店鋪 自動車 店鋪
担当者氏名 連絡先	所属・氏名 電話番号 ()
備考	

添付書類

- 1 会場の平面図（食品取扱店舗の配置、トイレ、水場の位置がわかるように記載）
- 2 チラシ、パンフレット、実施計画書など行事の概要が把握できる書類
- 3 食品取扱店舗の情報（屋号、店舗形態、調理行為の有無、提供食品、一日当たりの提供数等）